

柏市における町会・自治会・区等への加入促進に関する  
協定書

柏市（以下「甲」という。）及び柏市ふるさと協議会連  
合会（以下「乙」という。）と一般社団法人千葉県宅地建  
物取引業協会東葛支部（以下「丙」という。）は相互の協  
力を図り、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結  
する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が連携のもと、柏市における  
町会・自治会・区等への加入促進により、地域力の向上  
を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的  
とする。

（協力事項）

第2条 甲乙丙が加入促進に向けて取り組む事項を次のと  
おり定めるものとする。

- (1) 甲は、丙に対する必要な情報提供、乙との連絡調整  
等を通じて、各店舗が行う町会・自治会・区等への加  
入促進活動が円滑に進められるよう努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、町会・自治会・区等への加入促進用の  
広報物等を作成し、丙に対し提供するものとする。
- (3) 丙は柏市内に所在する会員事務所を協力店とし、甲  
又は乙が作成した町会・自治会・区等への加入促進ポ  
スター、チラシ等を協力店の店頭へ掲示し、新規転入  
者や住宅購入者等へ配布を行うとともに、マンション  
・アパート等の管理・仲介の新規契約時における町  
会・自治会等への加入促進を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成3  
0年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月  
前までに、甲乙丙のいずれかからも解除の申し出がない

ときは、満了日の翌日から1年間ごとに、更新されるも  
のとする。また期間途中で協定を解除する場合は、解除  
日の1か月前までに申し出を行うものとする。

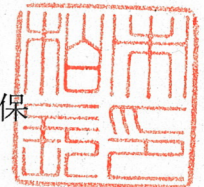
（その他）

第4条 この協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた  
場合又は内容を変更する必要があるときは、甲乙丙が  
協議をして定めるものとする。

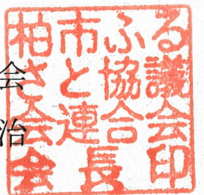
本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙  
が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月24日

甲 柏市柏五丁目10番1号  
柏市  
柏市長 秋山 浩 保



乙 柏市高田693-2  
柏市ふるさと協議会連合会  
会長 根本 利治



丙 柏市末広町5-16  
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会  
東葛支部  
支部長 遠藤 博

